

●表2 市・県民税、国民健康保険税申告受付日程

	西根地区		松尾地区		安代地区	
	市役所本庁舎3階大会議室		松尾総合支所3階大会議室		安代総合支所2階大会議室(2月15~21日、3月3~15日)、田山スポーツ交流館(2月22日~3月2日)	
	9:00~11:30	13:00~15:30	9:00~11:30	13:00~15:30	9:00~11:30	13:00~15:30
2月7日(月)	駅前一区・二区	上町、仲町				
8日(火)	松川	下町三区、雇用促進				
9日(水)		下町一区・二区				
10日(木)	渋川、渋川開拓	中関				
14日(月)	大石平、白屋	山子沢				
15日(火)	両沼	五百森	柏台、温泉郷、金沢		畑2区(扇畑)	畑2区(松木田、小屋畑)
16日(水)		北村	柏台、温泉郷、金沢		畑1区(赤坂田)	畑1区(星沢、黒沢、寄木)
17日(木)	山後、岡村	指定日に来られない人	小屋の沢、大花森	落合	細野	豊畑
18日(金)	館腰	薬師	湯沢	上時森	浅沢第1	
21日(月)	中村	上平笠	中松尾		浅沢第2	曲田横間
22日(火)	間羽松	中平笠、下平笠	下時森	刈屋		愛の山
23日(水)		町組	畑		石名坂	平長
24日(木)	南平笠	高宮	寄木新田、関口		兄川	日瀬通
25日(金)	山崎、堀切	指定日に来られない人	寄木新田、関口	立石	館市、兄畑	栗木田、杉沢
28日(月)	東	松久保	中郡		田山下	苗石田
3月1日(火)	笹目	桜沢	北寄木		新興矢神	田山上
2日(水)		わし森、駅前	鹿野		折壁	
3日(木)	共新、大泉	大久保、小福田	上寄木	中沢	五日市2区	五日市1区
4日(金)	野口	指定日に来られない人	山道		五日市4区	五日市3区
7日(月)	寺田新田、土沢	帷子	田中	上村	秋葉	
8日(火)	川原目	寺田	谷地中		荒屋	
9日(水)		上関	向村		新町中央	
10日(木)	若谷地	荒木田	森子	安比、前森	荒屋新町	
11日(金)	館沢	指定日に来られない人	指定日に来られない人		指定日に来られない人	
14日(月)	指定日に来られない人		指定日に来られない人		指定日に来られない人	
15日(火)	指定日に来られない人		指定日に来られない人		指定日に来られない人	

※表の斜線部分は、会場準備などのため受け付けできません。指定日の申告にご協力をお願いします。
 ※期間後半は大変混み合います。指定日に都合が悪い人や還付申告などの人は、早めにお越しください。

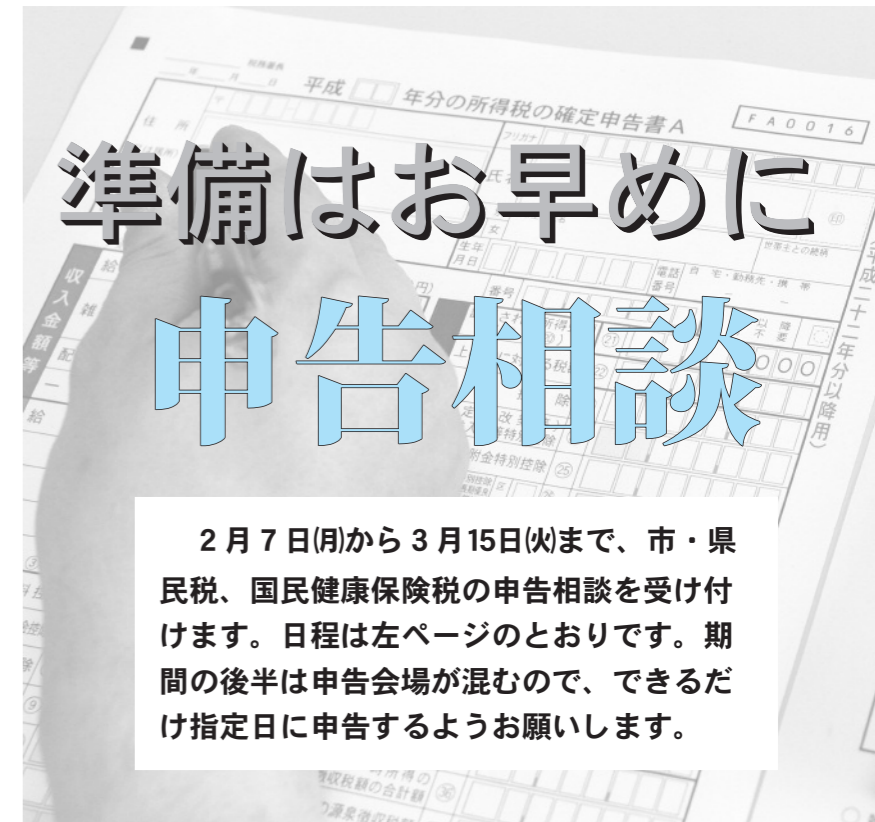
申告相談のHOT LINE

盛岡税務署 所得税などの申告はアイーナで受け付け

盛岡税務署の申告書作成会場を、次のとおり開設します。所得税(譲渡所得を含む)、消費税、贈与税の申告が必要な人はご利用ください。
■日時 2月1日(火)から3月15日(火)まで(土・日曜日や祝日は休み。ただし、2月20日(日)・27日(日)は開設)、午前9時から午後4時まで
■場所 盛岡駅西口「アイーナ」
 インターネットで確定申告書や青色決算書、収支内訳書が作成できます(国税庁ホームページ参照)。また、国税電子申告・納税システム(e-Tax)で申告すると、5,000円の税額控除を1度だけ受けることができます。
 詳しくは、盛岡税務署(☎019-622-6141)まで。

福祉部 長寿社会課 申告の障害者控除は事前申請が必要です

申告で要介護認定者の障害者控除や、おむつ代の医療費控除を受けるには、事前申請が必要です。
■障害者控除 65歳以上で要介護認定の人は、身体障害者手帳がなくても、市から障害者に準じると認定を受ければ、障害者控除の対象になります。
■おむつ代の医療費控除 医師が発行する「おむつ使用証明書」と「おむつ代の領収書」が必要です。2年目以降は「主治医意見書」などで確認できれば、医療費控除が受けられます。
■申請先 市役所長寿社会課、各総合支所地域振興課、田山支所
■必要なもの 控除対象者本人と申請者の認め印
 詳しくは、市役所長寿社会課(☎・内線1182)まで。



2月7日(月)から3月15日(火)まで、市・県民税、国民健康保険税の申告相談を受け付けます。日程は左ページのとおりです。期間の後半は申告会場が混むので、できるだけ指定日に申告するようお願いします。

市では、2月7日から申告相談を受け付けます。対象者は1月1日現在、市内に住所または住居がある人全員です。忘れずに期限内に申告しましょう。
 ただし、次の①から④までのいずれかに該当する人は、申告する必要はありません
 ①税務署に確定申告書を提出した人
 ②給与所得の年末調整が済んでいて、ほかに収入がない人
 ③収入が公的年金だけで、受給額が70万円以下(65歳以上の人は120万円以下)の人

④収入がなく、市内に住む家族の扶養親族になっている人
 申告には表1の書類などが必要ですが、領収書は、あらかじめ項目ごとに集計してください。
 正当な理由なく申告をしない場合、国民健康保険税の軽減や、所得が要件となる給付を受けられない事がありますので、ご注意ください。
本庁舎は水曜日に限り午後7時まで受け付け
 仕事などで指定日時に申告会場へ来ることができない人のため

め、市役所本庁舎会場に限り、申告相談期間中の水曜日は、午後7時まで申告相談を受け付けます。
■実施日 2月9日・16日・23日、3月2日・9日
■受付時間 午後4時半から7時まで
■場所 市役所本庁舎3階会議室
市・県民税の納付方法 給与天引きに原則移行
 給与所得者の市・県民税の納付について、今まで給与からの天引き(特別徴収)をしていなかった事業所(会社)も、原則として23年度から特別徴収に切り替えます。
 これは、特別徴収が地方税法などで義務付けられているため、県や市内町村が一体となって取り組むものです。
 特別徴収は、事業主が市・県民税を毎月の給与から天引きし市に納めます。納付書で年4回、納期ごとに納める普通徴収と年納額は同じで、年間の納付回数が12回に増えるため、1回当たりの納付額は少なくなります。
 特別徴収への切り替えに、ご理解とご協力をお願いします。
詳しくは、市役所税務課 市民税係(☎・内線1245)まで。

●表1 申告相談に必要なもの

必ず持ってくるもの	所得区分ごとに必要な書類
<ul style="list-style-type: none"> ○申告者の認め印 ○口座振替納税希望者は、本人名義の預金通帳などと通帳印 ○申告書用紙(税務署から確定申告書用紙が送付されている場合) 	<ul style="list-style-type: none"> ○給与・年金の所得がある人…源泉徴収票(原本)を全部 ○事業所得の人:収入・経費の分かる書類 ※1月上旬に全戸配布した「市・県民税(国民健康保険税)の手引き」参照
所得控除に必要な書類 <ul style="list-style-type: none"> 生命・地震保険料控除 社会保険料控除 住宅借入金等特別控除 市県民税住宅ローン控除(平成11~18年入居の人) 医療費控除 障害者控除 	<ul style="list-style-type: none"> ○それぞれの控除証明書 ○社会保険料(健康保険任意継続保険料・介護保険料など)の納付証明書が領収書 ○国民年金保険料の控除証明書が領収書 ○住宅借入金年末残高証明書。源泉徴収票原本(給与所得がある人) ○2年目以降の人:平成22年分住宅借入金等特別控除申告書 ○初年度の人:住民票写し、登記簿謄本、工事契約書、建築確認通知書(増改築) ○市・県民税の住宅借入金特別税額控除申告書の提出は原則不要 ※退職所得や山林所得がある人は、提出が必要な場合あり ○病院などの領収書 ○高額療養費や医療費助成、保険などの受け取り額の分かる書類 ○障害者手帳または障害者控除対象認定証(詳しくは3頁参照)

※申告書や収支内訳書などの用紙は、市役所税務課、各総合支所地域振興課窓口にあります。